

# 重要事項説明書

## (訪問看護サービス)

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者概要

事業者名称	エム・オーヒューマンサービス (株)
主たる事務所の所在地	名古屋市千種区茶屋坂通2丁目14番地
法人種別	株式会社
代表者名	奥野 悦弥
電話番号	052-712-1661

介護保険法令に基づき愛知県知事又は名古屋市長から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき愛知県知事又は名古屋市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
訪問看護ステーション「トント」 (愛知県 2360190082号)	訪問看護事業 介護予防訪問看護事業
ファミリーハウス「とんと」 (愛知県 2370100618号)	地域密着認知症対応型通所介護事業 地域密着介護予防認知症対応型通所介護事業

### 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション「トント」
指定番号	2360190082
所在地	名古屋市千種区茶屋坂通2丁目14番地
電話番号	052-712-1661
通常の事業実施地域	名古屋市内

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護要支援状態における適正な訪問看護を提供する
運営方針	利用者の状況に応じた援助を行い、その実施に当たり関係機関との調整を図り総合的なサービスの提供に努めます

#### 4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の形態
看護師		常勤 名 非常勤 名
理学療法士		常勤 名

理学療法士は、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたサービスを提供します

#### 5 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（但し土日祝日、年末年始を除く）
営業時間	午前9時より午後6時

#### 6 サービスの概要

訪問看護サービスの種類	利用時間	保険単位	利用料金 《保健単位× 11.05》円	自己負担金
訪問看護 I 1	20分未満	313→314 (302→303)	3,470 (3,348)	負担割合 に準ず
訪問看護 I 2	30分未満	470→471 (450→451)	5,205 (4,984)	
訪問看護 I 3	30分以上 1時間未満	821→823 (792→794)	9,094 (8,774)	
訪問看護 I 4	1時間以上 1.5時間未満	1125→1128 (1087→1090)	12,464 (12,045)	
訪問看護 I 5	20分未満	293→294 (283→284)	3,249 (3,138)	
訪問看護 I 5 2超	40分以上 1時間未満	791→794	8,774	
緊急時訪問看護加算*1		574→600	6,630	
特別管理加算1 *2①		500	5,525	
特別管理加算2 *2②		250	2,763	
ターミナル加算 *3		2500	27,625	
サービス提供体制強化加算	1回の訪問につき	6	66	

保険単位・利用料金の（ ）内は、要支援者

\* 1 24時間訪問体制により緊急訪問を必要に応じて行う場合

緊急時加算に申し込みます

氏名

\* 2 特別な管理が必要な場合

①在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている者  
気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者

②在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、人工肛門、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

\* 3 最期を自宅で過ごしたいと希望され、計画的な終末期ケアを実施し死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した場合

○ご契約者が特別管理加算の対象で、平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合、同月2回目以降の訪問には利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

早朝（午前6時から午前8時まで）：25%

深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

○要支援・要介護の認定を受けて居宅サービス計画が作成されている場合でも、神経難病、がん末期、急性増悪時のように医療ニーズが高くなった場合には、介護保険の給付から医療保険の給付に移行する場合があります。

## 7 介護保険の給付対象とならないサービス

○介護保険給付の支給限度を超えるサービス

介護保険給付の支給額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

○エンゼルケア（死後の処置）料 10,000円

## 8 サービス利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前にご契約者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施の前日までに事業所に申し出てください

○利用予定日の前日までに申し出がなく当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、ご契約者の体調不良等など正当な事由がある場合は、この限りではありません。

2日前までに申し出があった場合	利用料金の 0%
前日までに申し出があった場合	利用料金の 50%
当日、申し出があった場合	利用料金の 80%
無断で利用を中止された場合	利用料金の 100%

○サービス利用の変更及び追加の申し出に対して、職員の可動状況によりご契約者の希望する日時にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示し協議します。

## 9 事故発生時・緊急時の対応

- サービスの提供中に万が一事故が発生したり、状態の変化などがあった場合はその状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所・及び市町村等へ連絡します。

## 10 損害賠償

- 事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずる事が出来ます。

## 11 苦情申立窓口

- 当事業所における苦情受付

事業所責任者 : 水谷 智子 電話番号 052-712-1661

- 行政機関その他苦情受付機関

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情調査係	名古屋市東区泉1丁目6番地5号 電話番号 052-971-4165 052-962-8870
-------------------------------	--

## 12 虐待の発生またはその再発の防止について

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

## 13 看護学生の実習受け入れについて

当事業所において、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生の臨地実習は以下の基本的な考えで望むこととしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただきご協力をお願い致します。

- ① 学生が看護援助を行う場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い、利用者又は利用者の家族の同意を得て行います。

- ② 学生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者及び利用者のご家族の方は、学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接訪ねることが出来ます。
- ④ 利用者及び利用者のご家族の方は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また拒否した事を理由に訪問看護上の不利益な扱いを受ける事はありません。
- ⑤ 学生は臨地実習を通して知り得た利用者及び利用者のご家族の方々に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

#### 1 4 個人情報の取り扱いについて

当事業所では利用者への訪問看護の提供を通じて、個人情報を取得、保有させていただいております。また、名古屋市在住の方には、「はち丸ネットワーク」への登録をさせていただきます。

##### ① 個人情報に対する基本姿勢

個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者皆様及びご家族の個人情報を厳重に管理してまいります。

##### ② 個人情報の利用目的

訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は利用者、ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用いたします。

また、利用者の皆様及びご家族の個人情報は訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者とのカンファレンス等による連携、紹介への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査、支払期間へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談、届出及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力

##### ③ 個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存する事を義務付けられています。保存の実施方法、期間、廃棄処分方法については、適応される法律ごとに異なります。

##### ④ 問い合わせ

開示請求、苦情、訂正・利用停止等は、下記にお申し出下さい。

苦情・相談窓口 水谷 智子 名古屋市千種区茶屋坂通2-14

TEL 052-712-1661

FAX 052-712-1665

年 月 日

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、甲 1、甲 2 に対して本書面に基づいて上記の重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 名古屋市千種区茶屋坂通 2 丁目 1 4 番地

名称 訪問看護ステーション「トント」

説明者 訪問看護ステーション「トント」

管理者 水谷 智子

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。

私は、訪問看護サービスの提供開始に同意します。

甲 1 利用者 住所

氏名

私は下記の理由により、利用者になり、上記署名を行いました。

私は本人の上記意思を確認しました。

甲 2 署名代行者 住所

氏名

署名を代行した理由